

法学部早期卒業制度規則

2016年3月10日 教授会
2017年4月20日 教授会
2019年12月5日 教授会
2021年12月2日 教授会
2023年1月19日 教授会

東京大学法学部規則（以下「法学部規則」という。）第8条の2第3項、第4項及び第10条の2第2項に基づき、法学部規則第10条の2第1項に基づく卒業（以下「早期卒業」という。）に関して、次のように定める。

（早期卒業の条件）

第1条 次の各号に掲げる高等教育機関において学修を続けることを計画する成績優秀な学生で、法学部に在学する者は、次条以下の定めるところにより、1年以上かつ2年未満の在学期間で、3月又は9月に早期卒業をすることができる。

- (1) 学士の学位を授与する高等教育機関
- (2) 修士の学位、専門職学位又は博士の学位を授与する高等教育機関
- (3) 前号に規定する学位に準じる地位を授与する高等教育機関その他の法学部学務委員会の議を経て特に認める高等教育機関

（早期卒業予定者の認定）

第2条 早期卒業を希望する学生は、第3項及び第4項に従い、早期卒業予定者の認定を申請しなければならない。

2 前項に定める申請を行った学生が、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、法学部学務委員会の議を経て、当該学生を早期卒業予定者として認定する。ただし、長期の留学、病気休学など法学部学務委員会の議を経て特に認める理由がある場合には、第1号に掲げる要件は適用しない。

- (1) 教養学部に入學した年度の翌々年度に法学部に進學したこと。
- (2) 法学部が開講する授業科目（以下「法学部専門科目」という。）に関する成績が次の要件をいずれも満たしていること。
 - (イ) 法学部専門科目のうち教養学部前期課程在学中に26単位以上取得していること。
 - (ロ) 優上若しくはA+、優若しくはAの評点を受けた法学部専門科目に係る単位数の履修届出単位数に対する割合が50%以上であること又は法学部専門科目に係るGPAが3.3以上であること。
- (3) 教養学部前期課程が開講する授業科目に関する成績が次の要件をいずれも満たしていること。
 - (イ) 法学部に進學するための要件を満たす単位を取得していること。
 - (ロ) GPAが3.2以上であること。

3 第1項の申請を行う学生は、申請を行う際に、次の各号のいずれの時期の卒業を希望するかの申告及び卒業後にどのような高等教育機関で何を学ぼうとするかに関する計画を記した計画書を提出しなければならない。計画書の様式は、法学部学務委員会の議を経て定める。

- (1) 法学部に進學した年度の3月
- (2) 法学部に進學した翌年度の9月

4 第1項の申請は、次の各号のいずれかの時期において法学部学務委員会の議を経て定める期間内に行わなければならない。ただし、第3号の時期の申請は第3項第2号の時期の卒業を希望する場合に限り受け付ける。

- (1) 法学部に進學する直前の時期
- (2) 3Sセメスターが終了する時期
- (3) 3Aセメスターが終了する時期

（法学部履修届出上限規則の特例）

第3条 早期卒業予定者は、法学部履修届出上限規則第2条にかかわらず、各セメスターにつき30単位まで履修の届出を行うことができる。

(早期卒業予定の撤回)

第4条 早期卒業を希望しない早期卒業予定者は、法学部学務委員会の議を経て定める期間その他の手続に従い、届出を行わなければならない。

- 2 前項の届出を行った学生は、次に履修登録を行うセメスターから、法学部履修届出上限規則第2条に定める単位数を超える履修の届出を行えず、また法学部規則第10条に基づく卒業しか行えない。

(早期卒業予定時期の変更)

第5条 第2条第3項によって申告した早期卒業の時期を変更することを希望する早期卒業予定者は、法学部学務委員会の議を経て定める期間その他の手続に従い、届出を行わなければならない。変更後の早期卒業の時期は、同項各号のいずれかの時期でなければならない。

- 2 早期卒業予定者は、病気休学など法学部学務委員会の議を経て特に認める理由がある場合には、早期卒業の時期を第2条第3項各号の定める時期とは異なる時期に変更しようとするものであっても、第1項の届出を行うことができる。ただし、早期卒業の時期を在学期間が2年以上となる時期に変更する届出を行うことはできない。
- 3 第1項の届出を行った学生については、届出に基づく変更後の時期に第7条に定める卒業判定を行う。

(届出の効力等)

第6条 第4条第1項又は第5条第1項の届出は、記載事項に不備がないこと等届出の形式上の要件を満たした届出を早期卒業予定者本人が行っていると認められる場合には、形式上の要件が満たされた届出がなされた時点でその効力を生ずる。

- 2 前項の届出については撤回を認めない。

(早期卒業判定)

第7条 早期卒業予定者は、第2条第3項により申告した時期又は第5条第1項の届出によって変更した時期において、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合に、早期卒業をすることができる。ただし、病気休学など法学部学務委員会の議を経て特に認める理由がある場合には、教授会の議を経て、第4号の要件について特別の定めをすることができる。

- (1) 法学部規則第10条第1号から第3号までのいずれかに定める科目を履修し、合格していること。
 - (2) 優上若しくはA+、優若しくはAの評点を受けた法学部専門科目に係る単位数の履修届出単位数に対する割合が50%以上であること又は法学部専門科目に係るGPAが3.3以上であること。
 - (3) 早期卒業予定者が早期卒業後に入学しようとする高等教育機関の受入承認があること。
 - (4) 在学期間が1年を超える早期卒業予定者については、その終了時に卒業判定を行うセメスターにおいて、法学部規則第5条に定める履修すべき授業科目から6単位以上取得していること。
- 2 早期卒業予定者は、第1項による卒業判定時まで、第1項第3号にいう高等教育機関の受入承認があることを示す書類の写しを提出しなければならない。また、入学する高等教育機関で行う学修内容が第2条第3項により提出した計画書と異なる場合には、その理由も付記しなければならない。
 - 3 早期卒業予定者が第1項第3号の要件を満たしているか否かの判断は、法学部学務委員会の議を経て行う。

(早期卒業を行えなかった早期卒業予定者の取得単位に係る取扱い)

第8条 第7条の要件を満たさず早期卒業を行えなかった早期卒業予定者の取得した単位については、法学部履修届出上限規則第5条にかかわらず、これを認定する。

(早期卒業のための高等教育機関該当性に係る事前照会)

第9条 第2条第1項の申請をしようとする学生又は早期卒業予定者は、随時、早期卒業後に入学しようとする具体的な機関について、当該機関が第1条第3号に該当するか否かの照会を行うことができる。ただし、次の各号に掲げる機関については、第1条第3号に該当すると認めないため、照会を受け付けない。

- (1) 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)にいう短期大学、高等専門学校及び専修学校

(2) 裁判所法(昭和22年4月16日法律第59号)第14条にいう司法研修所

- 2 前項による照会を求める学生は、入学希望先の機関と当該機関において修学を希望する課程に関する資料その他の必要な資料を付して、当該機関が第1条第3号にいう高等教育機関に該当するか否かの認定を随時求めることができる。
- 3 前項の認定は、法学部学務委員会の議を経て行う。

(GPAの算出方法)

第10条 この規則にいうGPAは、次に掲げる方法によって算出する。また、小数第2位以下を切り捨てて算出する。

【GPAの算出方法】
$$GPA = \{ (\text{優上又はA+評価の単位数} \times 4.3) + (\text{優又はA評価の単位数} \times 4) + (\text{良又はB評価の単位数} \times 3) + (\text{可又はC評価の単位数} \times 2) + (\text{不可又はD評価の単位数} \times 0) \} \div \text{履修届出科目の総単位数}$$

(合否のみで成績評価が行われる科目の取扱い)

第11条 合格又は不合格のみにより成績評価が行われる科目については、優上・優の評点を受けた科目に係る単位数の履修届出単位数に対する割合の算定又はGPAの算定に際して、算入しない。

(随意科目の取扱い)

第12条 第2条第2項第2号イ又は第7条第1項第1号における取得単位数の算定にあたり、随意科目(法学部規則第5条第4号の科目をいう。以下同じ。)を履修し取得した単位は、法学部規則第10条第2項の定める10単位を上限として算入する。

- 2 第2条第2項第2号ロ又は第7条第1項第2号において、優上又はA+、優又はAの評点を受けた科目に係る単位数の履修届出単位数に対する割合を算定し又はGPAを算定する際、随意科目に係る単位及びその評点は、全て算入する。ただし、前条に規定する科目は、算入しない。
- 3 第7条第1項第4号における取得単位数の算定にあたり、在学期間が1年を経過してから卒業までの期間において履修し取得した随意科目の単位は、全て算入する。

(追試験)

第13条 早期卒業をしようとする場合、追試験を受験できる科目は、追試験実施規則第5条第2号の科目に限る。

附則

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附則

この規則は、2017年4月20日から施行する。

附則

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附則

この規則は、2022年4月1日から施行する。

附則

この規則は、2023年4月1日から施行する。2023年3月の所定の期間内にされた早期卒業予定者の認定の申請については、2023年4月1日以後に、改正後の規則を適用して、認定の可否を判断する。